

自由が丘駅周辺駐車場地域ルール（素案）に対する意見募集の実施結果

1 概要

(1) 周知方法

- ア めぐる区報 令和5年7月1日号に掲載
- イ 目黒区公式ウェブサイト 令和5年7月11日から掲載
- ウ お知らせチラシの配布 令和5年7月6日に地区内居住者等1,486戸へ配布
- エ お知らせチラシの郵送 令和5年7月5日に権利者757戸へ郵送
- オ 目黒区公式YouTubeチャンネル 令和5年7月21日から説明動画を公開
- カ 目黒区LINE公式アカウント 令和5年7月6日投稿
- キ 目黒区公式X（旧ツイッター） 令和5年7月7日投稿

(2) 説明会の開催結果

- ア 日時 令和5年7月21日（金）午後6時30分～午後7時30分まで
- イ 場所 緑が丘文化会館本館2階 第三研修室
- ウ 参加人数 29名
- エ 意見の件数 3件

(3) 意見募集の結果

- ア 公表の期間 令和5年7月21日（金）から
- イ 意見募集の期間 令和5年7月21日（金）から8月21日（月）
- ウ 閲覧場所 総合庁舎本館6階地区整備課、総合庁舎本館1階区政情報コーナー、自由が丘住区センター
- エ 意見の提出方法 地区整備課へ持参、自由が丘住区センターへ持参、ファックス、LoGoフォーム（ウェブ回答）
- オ 意見の件数 44件（個人：16 団体：28）

(4) 意見に対する対応区分の件数

番号	内容	件数
1	ご意見の趣旨を踏まえて、地域ルール（案）に反映します。	0
2	ご意見の趣旨は地域ルール（素案）に取り上げており、その趣旨に沿って取り組みます。	11
3	ご意見の趣旨は地域ルール（案）には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	14
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題とします。	9
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	5
6	ご意見の趣旨を関係所管・関係機関・団体に伝達します。	0
7	その他	8
	合計	47

2 意見等の要旨について

(1) 自由が丘駅周辺における駐車施設に係る課題

番号	種別	意見・質疑の要旨	回答の要旨	対応区分
1	ウェブ	お客様からは駐車場が現状足りないという声が挙がっている。駐車場数はあるようだが、奥まった場所にある駐車場が見つかりにくいという問題がある。	令和3年度に実施した駐車実態調査では、地区全体のピーク時の駐車場利用率が平日では約70%、休日では、約77%となっており、駐車場に余裕がある状況です。しかしながら、ご指摘のとおり、小規模な駐車場が多くを占めており、認識されづらいという状況があります。 駐車場地域ルール(案)では、一定程度のまとまった規模の駐車施設を地域の集約駐車場として整備誘導することを目指し、隔地・集約化の基準を設けております。	2
2	書面	道が狭い上、都の一律の附置台数を条件とするのは良くない。	自由が丘駅周辺駐車場地域ルールでは、自由が丘駅周辺のまちづくりの方向性や交通・駐車課題等を踏まえて策定します。 附置台数については、自由が丘駅周辺の令和3年度の駐車実態調査の結果を踏まえ、独自の整備台数基準の原単位を設定しています。 また、駐車場の隔地の考え方としては、「地域の主要な路線」に駐車場を集約することを推進し、狭い道路への駐車場出入口を抑制します。	2
3	説明会	感覚としては、駐車場が不足している。将来はどうか。二子玉川や渋谷が車で訪れやすいのに対して、自由が丘は怖くて車で来られない。大規模な駐車場でないとはやはり危険だと感じる。	「1」と同じ。	2
4	ウェブ	地域の課題解決に資する本地域ルールについて基本的に賛同する。自由が丘の強みである魅力ある路面商業・賑わいの連続性と界隈性を確保しつつ、自由が丘駅周辺エリアとして適正な駐車台数をいかにして確保するかが課題と考える。点在する無人の青空駐車場や細街路に面する駐車場の出入りによって歩行者の安全性や回遊性の低下、私道の舗装維持管理等が問題として顕在化している。	「2」と同じ。	2

5	ウェブ	駅周辺の細街路周辺での違法駐輪や敷地外への駐輪が発生しており、より歩行しづらい環境を生み出している。また、ほとんどの駐車場が無人の青空駐車場となっており、歩行者や自転車が駐車場出入口で交差するような場所が危険な状態にある。	自由が丘駅周辺の細街路での違法駐輪につきましては、駐車場地域ルールに基づく「地域まちづくり貢献策」により、自転車駐車施設の整備を誘導します。 また、駐車場地域ルールの運用により、大規模建築物の駐車場や集約駐車場に地域の駐車場を集約することで、歩行者が安全かつ快適に回遊できるまちなかづくりを進めています。	2
---	-----	---	---	---

(2) 駐車場地域ルール策定の目的

番号	種別	意見・質疑の要旨	回答の要旨	対応区分
1	ウェブ	駐車場を見つけるために車が自由が丘の繁華街を回遊することで、危険性が増していると考えられる。大規模な駐車場が整備されれば、車の繁華街への流入も減少すると思われる。 今後開発される大規模施設の駐車場数を「増やし」、地域の中規模施設の駐車場の代わりに活用することは可能か？	駐車場地域ルールの運用により、大規模建築物の駐車場や集約駐車場に地域の駐車場を集約することで、歩行者が安全かつ快適に回遊できるまちなかづくりを進めています。	2
2	書面	良いと思う。	ご意見の趣旨を踏まえ、駐車場地域ルールの策定に取り組みます。	2
3	ウェブ	自由が丘駅周辺の住みやすさや商業の活性化、街の魅力を高める健全な更新、歩きやすい街並みの実現は自由が丘の明るい未来にとっても重要と考える。さらに、昨年度末に策定された「自由が丘未来ビジョン」に記載されている、今後のビジネス交流人口の誘引のためにも、自動車での街へのアプローチの一定以上の利便性確保との共存は必要な施策と考える。	駐車場地域ルールを運用することで、地域全体で駐車施設の適正配置を誘導します。	3
4	ウェブ	自由が丘駅周辺の住みやすさや商業の活性化は、歩きやすい街並みの実現が必要と考えるため、ルール策定の必要性、重要性を強く感じている。	ご意見の趣旨を踏まえ、駐車場地域ルールの策定に取り組みます。	2

(3) 適用地区

番号	種別	意見・質疑の要旨	回答の要旨	対応区分
1	ウェブ	現時点において、適正な範囲設定であると考え。但し、今後のまちづくりの進展など、周辺環境の変化への対応や世田谷区側の連携などを模索しながら、策定目的に合った柔軟な範囲見直しや運用の必要性があると考え。	駐車場地域ルール策定後は、地域ルール運用の検証や見直しを行う会議体を設置し、地域ルールが適切に運用されているか継続的に検証するとともに、必要が生じた場合には地域ルールの見直しを行います。 また、地域ルール策定協議会には世田谷区も参加し、協議・調整を行っております。今後とも世田谷区と連携しながら取組を進めてまいります。	3

(4) 対象駐車施設及び対象建築物

番号	種別	意見・質疑の要旨	回答の要旨	対応区分
1	ウェブ	課題(1)に挙げられている通り、小規模な駐車場出入口の点在や細街路に面する駐車場の出入口は自由が丘の大きな課題である。都条例の対象とならない小規模な建築計画や駐車場計画主にも、積極的に隔地や集約化に協力してもらえよう、記載方、積極的かつ柔軟な運用などの検討が有効と考える。(参考：渋谷区駐車場地域ルール)	ご意見は今後の自由が丘駅周辺のまちづくりの参考とさせていただきます。 なお、渋谷区駐車場地域ルール(渋谷地区、代々木地区)の対象は東京都駐車場条例の規模とされており、自由が丘駅周辺と同様の規模が対象になっています。	7

(5) 基本的な枠組み

番号	種別	意見・質疑の要旨	回答の要旨	対応区分
1	ウェブ	駐車場地域ルールの目的に歩行者の安全な回遊性の向上があり、貢献策として応分の負担とあるが、敷地の一部を公共的利用目的で提供するまちづくり貢献策を提案する。 敷地の一部を公開空地のようにエリアを指定し、付置義務駐車1台につき15㎡分を充当、管理は事業者責任とし、駐輪場やバギー置場、ポケットパーク、緑地など公共的に利用する。安全なウォークアブルな街づくりを目的とした貢献策である。	自由が丘駅周辺駐車場地域ルールでは、駐車場減免の応分の負担として、地域まちづくり協力金の拠出や地域の交通・駐車課題の改善に向けた取組(地域まちづくり貢献策)を実施することとしています。 これら交通・駐車課題の改善に向けた取組以外を目的として、敷地の一部を公共的利用目的に提供することは困難と考えます。	5
2	書面	推奨(隔地)という定義はどういう形なのか。	地域の交通・駐車課題の改善のために、隔地により駐車場を確保するこ	7

			とが望ましいと考える建築物を指します。 駐車場地域ルールのは活用は任意であり、強制力を伴うものではないため、「推奨」という形で隔地による確保を誘導したいと考えています。	
3	ウェブ	本文(3)に「付置義務台数低減には、協力金の拠出 or まちづくり貢献策の実施」と記載されているが、図には中規模建築物が台数低減するには協力金の拠出、大規模建築物は貢献策のみ、しかないような表現となっており、誤認されにくい表現が望ましいと考える。	ご意見の通り、今後策定する運用マニュアルにおいて、分かりやすい表現にします。	3
4	ウェブ	大規模建築物での集約駐車場整備においても、周辺市街地での隔地先駐車場整備と同様に協力金充当の記載があると整備促進に寄与すると考える。	駐車場地域ルールを有効に運用するためには、集約駐車場の整備が必要であると考えています。整備することにインセンティブが生じるように、今後、協力金の活用方法を検討します。	4

(6) 駐車施設整備台数の基準

番号	種別	意見・質疑の要旨	回答の要旨	対応区分
1	ウェブ	(2) 貨物車の駐車施設に関して、都条例の上限規定(10台)を適用しないとしているが、地域全体の貨物車不足分の充当という調査・推計結果から考えた場合、10台以上の整備は自建物用(付置義務)ではなく地域貢献策としての共同荷捌き駐車台数として取り扱うのが適正ではないか。	東京都駐車場条例の10台上限規定の適用除外は、あくまで個別の建物需要に応じた付置義務台数を整備するための措置です。 将来的に、整備後の貨物車の利用実態に余裕が生じる状況となり、かつ、「地域共同荷さばき駐車場」の運用が可能となった場合には、駐車場地域ルールの見直しを検討します。	4
2	ウェブ	台数基準について ・独自の整備台数基準の原単位設定は何を根拠としているのか? ・運用後、基準となる原単位の見直しはあるのか? ・車室寸法は東京都駐車場条例のままにしてほしい。(他区のように異なる寸法となると、設計作業が混乱する) ・竣工後・工事中の案件の扱いをどうするのか示してほしい。	付置台数については、自由が丘駅周辺の令和3年度の駐車実態調査の結果を踏まえ、独自の整備台数基準の原単位を設定しています。 駐車場地域ルール策定後は、地域ルール運用の検証や見直しを行う会議体を設置し、地域ルールが適切に運用されているか継続的に検証するとともに、必要が生じた場合には地域ルールの見直しを行います。 車室寸法は、東京都駐車場条例からの変更予定はありません。 また、竣工後・工事中の物件についても、適用申請を行い、認定を取得すれ	2

			ば、駐車場地域ルールを適用することが可能です。 ご意見を踏まえて、今後策定する運用マニュアルに、既存建築物に附置する駐車施設も対象となる旨を記載します。	
--	--	--	---	--

(7) 駐車施設の構造等

番号	種別	意見・質疑の要旨	回答の要旨	対応区分
1	ウェブ	東京都駐車場条例で定めている車室寸法と異なる基準にされると混乱するので、同寸法とした方がよいと思う。	車室寸法は、東京都駐車場条例からの変更予定はありませんので、今後策定する運用マニュアルにその旨を記載します。	3
2	書面	<p>障害者のための駐車施設を隔地・集約することによるデメリットは、目的地までのアクセスの問題が主で、身障車両が利用しやすい設備が整っていたら、メリットの方が大きい。以下の設備をぜひ検討してほしいと思う。</p> <p>①ゆったりスペースの区画がほしい。</p> <p>②道から身障スペースがあることが分かり、そこが満車の場合は満車表示がでるとよい。ただし、すべての付帯駐車場に身障用のスペースができるなら、スペースの表示は不要。</p> <p>③建物の出入り口に近い場所で安心して乗降できる乗降スペースや、扉のついた待機スペースを設置することにより、身障スペースが満車でも、運転者が別にいる車椅子利用者は、一般スペースにも駐車可能となるケースが多くなると思われる。</p> <p>④地下駐車場になるパターンが多いかと思うが、駐車場から地上階へのアクセスエレベーターはサイズが小さいところも多く、車椅子が乗れない場合があるため、エレベーターのサイズの配慮してほしい。身障者が利用する車椅子は、一般の高齢者などが使うものよりかなり奥行きが長いものが多い。</p> <p>⑤駐車場フロアにトイレを作る場合</p>	<p>地域まちづくり貢献策として、「共同利用可能な障害者用駐車施設」が設置される場合は、駐車区画の大きさや附帯設備等を含め、利用者が利用しやすい環境が整備されるよう指導します。</p> <p>駐車場から目的地までのアクセスが整っているかについては、障害者のための駐車施設を隔地・集約する場合の条件として検討します。</p> <p>ご意見を踏まえて、今後策定する運用マニュアルに、障害者のための駐車施設を隔地・集約するための条件として、「円滑に移動できる経路を確保すること」等を記載します。</p>	3

		は、バリアフリートイレもほしい。		
3	ウェブ	集約駐車場において、より使いやすさに配慮した整備を誘引するためには、各具体項目のより良い取組みを評価しインセンティブがあると効果的と考える。	駐車場地域ルールを有効に運用するためには、集約駐車場の整備が必要であると考えています。整備することにインセンティブが生じるように、今後、協力金の活用方法を検討します。	4

(8) 駐車施設の隔地及び集約

番号	種別	意見・質疑の要旨	回答の要旨	対応区分
1	書面	駐車施設の隔地及び集約先に区の敷地（施設）が有るとありがたい。	現時点では、地区内には区所有の空地がなく、公共の集約駐車場を整備することはできません。今後、自由が丘駅周辺のまちづくりを検討する際の参考にさせていただきます。	5
2	ウェブ	既に竣工している建築物、工事中の建築物についての対応も示してほしい。 ルールの実現性確認、隔地先を探す手間の効率化のために、周辺の余剰駐車場を区や運営組織で把握しておいてほしい。	竣工後・工事中の物件についても、適用申請を行い、認定を取得すれば、駐車場地域ルールを適用することが可能です。 駐車場地域ルール運用後は、隔地・集約駐車施設を把握し、情報提供できるような体制の構築を検討します。	3
3	ウェブ	必要台数以上の駐車場を整備するにはインセンティブの提供が必要と考える。例えば再開発事業の場合であれば、容積割増の評価対象とすることのほか、（駐車場地域ルールで定められた）附置義務台数以上の地域貢献分の駐車場整備費も補助対象とすること、加えて整備協力金を充当すること、さらには竣工後の駐車場維持管理費負担についても補助の検討、固都税の減免、圧縮記帳、減価償却の加速償却等の検討をしてほしい。	駐車場地域ルールを有効に運用するためには、集約駐車場の整備が必要であると考えています。整備することにインセンティブが生じるように、今後、協力金の活用方法を検討します。 しかしながら、隔地・集約駐車施設の維持管理費については、その駐車場に隔地・集約させる事業者が賃貸料に含めて負担するものと考えており、地域まちづくり協力金の補助対象とはいたしません。 また、都市計画法に基づく再開発事業における容積率の割増や補助金交付、固定資産税の減免等については、それぞれの根拠となる法令や基準等に基づいて決定されるため、東京都駐車場条例に基づく駐車場地域ルールの運用において実施することはできません。	5
4	ウェブ	隔地先候補の駐車場を一括データ化し、開示してほしい。 他地区にて、事業者は、隔地先駐車場	駐車場地域ルール運用後は、隔地・集約駐車施設を把握し、情報提供できるような体制の構築を検討します。	3

		を採すに時間を要している。個別にヒアリングし、自ら隔地先へ地域ルールを説明することから交渉しなければならない。	隔地先に対して地域ルールの説明が必要な場合は、区から内容を説明させて頂くことも可能です。	
5	ウェブ	事業側として、集約駐車場と受け入れられるメリットはあるのか？ 集約駐車場を整備した場合の費用（建設費・事業費等）の支援金はないのか？	駐車場地域ルールを有効に運用するためには、集約駐車場の整備が必要であると考えています。整備することにインセンティブが生じるように、今後、協力金の活用方法を検討します。	4

(9) 地域まちづくり貢献策の実施

番号	種別	意見・質疑の要旨	回答の要旨	対応区分
1	ウェブ	地域ルールで台数減を図った新築建物において、集約駐車場分の駐車場を上乘せすることをよしとする事業者は少ないと思う。 また、隔地駐車場としての契約料で整備費を賄えるとは思えない。集約駐車場を設置した場合、どのようなメリットがあるのか。	駐車場地域ルールを有効に運用するためには、集約駐車場の整備が必要であると考えています。整備することにインセンティブが生じるように、今後、協力金の活用方法を検討します。	4
2	ウェブ	地域貢献となる集約駐車施設は整備して完了ではなく継続的に運営することが重要であるため、その維持管理費負担についても貢献策として補助の対象となるような検討をしてほしい。	隔地・集約駐車施設の維持管理費については、その駐車場に隔地・集約させる事業者が賃貸料に含めて負担するものと考えており、地域まちづくり協力金の補助対象とはいたしません。	5
3	ウェブ	駐車施設が街として効率的に利用されるべく、面的に駐車場満空情報を管理・公開、駐車場運営そのものの一元化への協力、などを貢献案に記載し誘導を図るとともに、その実現に向けた区の取り組みに期待する。	面的な駐車場満空情報の管理・公開や駐車場運営の一元化等については、運用について検討・見直しを行う会議体や運用組織等とも相談しながら、実現可能性について検討します。	4
4	ウェブ	地域まちづくり貢献策と、低減台数との関連が分かりにくい。減台数と貢献策との還元率が不明である。	地域まちづくり貢献策による低減台数の還元率については、あらかじめ基準として定めることは困難であるため、今後の運用において検討します。	4
5	ウェブ	地域まちづくり貢献策を他の都市計画手法にて位置付けられた場合は、どのように扱うのか。	駐車場地域ルールは、市街地再開発事業等の都市計画手法を活用した事業において地域まちづくり貢献策を義務付けるものではありません。また、その位置づけについては、各事業の都市計画協議において取り扱いを整理するものと考えています。	7

6	ウェブ	市街地再開発事業にて、駐車台数の低減を協力金の支払いのみで対応した場合、街から反対されないのか？都市計画手法を活用する事業は、地域まちづくり貢献策とのセットが求められるのか？	駐車場地域ルールでは、市街地再開発事業等において、地域まちづくり貢献策を義務付けるものではありませんが、大規模事業でこそ可能となる地域の交通・駐車対策の実施を誘導します。	3
7	ウェブ	地域貢献となる駐車施設は整備して完了ではなく、長期的かつ継続的に運営することが重要であるため、維持管理費負担についても地域まちづくり貢献策として補助の検討をしてほしい。	隔地・集約駐車施設の維持管理費については、その駐車場に隔地・集約させる事業者が賃貸料に含めて負担するものと考えており、地域まちづくり協力金の補助対象とはいたしません。	5

(10) 地域ルールの運用体制

番号	種別	意見・質疑の要旨	回答の要旨	対応区分
1	書面	途中途中見直しができる形が良いと思う。	駐車場地域ルール策定後は、地域ルール運用の検証や見直しを行う会議体を設置し、地域ルールが適切に運用されているか継続的に検証するとともに、必要が生じた場合には地域ルールの見直しを行います。	2
2	ウェブ	地域ルール運営組織の動きが地域ルールの成否を分けると思われる。活動拠点(事務所の場所)やメンバーを具体的に示してほしい。	地域ルール運用組織に関しては、地域ルール運用前までに公表する予定です。	3
3	ウェブ	関係主体のみならず広く情報を公開する透明性と街の発展に貢献できる運用体制が重要と考える。運用協議会が実質的に機能するようメンバーの選定方法にも踏み込んだ検討をしてほしい。また柔軟な運用のための環境整備として、ルールが適切に運用されているか確認するための定期的な調査や、エリアの物流マネジメント組織化、運用経費補助、歩きやすい街並みの実現に向けた人流データ取得等も検討してほしい。	地域ルール運用の検証や見直しを行う会議体の委員は、現在の策定協議会をもとに学識経験者、警視庁、東京都、商店街振興組合、目黒区などを考えています。 ご意見については、今後、地域ルールの運用について検証を行う際に、参考にさせていただきます。	3
4	ウェブ	運営組織について、場所・メンバーなどを具体的に示してほしい。 実務は目黒区が対応するのか？ 地域まちづくり貢献策にある、地域共同荷捌きは、誰が運営するのか？ 既に都市計画で位置付けられている施設と、今回の駐車場地域ルールに適用される地域まちづくり貢献策では運営主体が異なるのか？	地域ルール運用組織に関しては、地域ルール運用前までに決定し公表する予定です。地域ルール適用の実務は、地域ルール運用組織が行います。地域まちづくり貢献策による「地域共同荷さばき場」等の運営主体等については、今後、関係者と協議し決めて行きたいと考えています。	3

5	ウェブ	<p>車で来訪される方向けに、スマートフォンなどで駅周辺の駐車場の混雑状況の可視化、事前予約等ができるような運用をしてほしい。</p> <p>運用組織が必要に応じて柔軟に対策を講じられる環境整備が必要と考える。稼働後に適切に運用されているか確認するための定期調査やエリアでの物流マネジメント組織化、運用経費補助、次世代の歩きやすい街並みの実現に向けた人流データ取得・活用策の検討などがあると良いと考える。</p>	<p>ご意見については、地域まちづくり協力金を活用した地域まちづくり貢献策等の参考にさせていただきます。</p>	3
---	-----	--	--	---

(11) 地域ルールの申請及び審査の手続

番号	種別	意見・質疑の要旨	回答の要旨	対応区分
1	ウェブ	<p>申請者の年1回の報告義務が記載されているが、ルールに則っていない状況が確認された場合の罰則、是正措置等が適切に講じられるようルール設定をしてほしい。</p>	<p>駐車場地域ルールは、東京都駐車場条例に基づき策定されていますので、罰則等は東京都駐車場条例によります。また、駐車場地域ルールを適用した事業者は年1回の利用実態の報告が義務付けられますので、早期に事実を確認し適切な利用状況となるよう指導していきます。</p>	2
2	ウェブ	<p>集約駐車場を受け入れるに際し、隔地希望者と受入れ側のビル所有者とは、</p> <p>①長期的な「駐車場賃貸借契約」の締結</p> <p>②当該施設の管理規約契約等、駐車場管理に関する協定の締結を必須条件とし、事前審査事項をしてほしい。</p> <p>隔地先との契約締結後も、当該施設に何等かの被害が発生した場合は解約できることと、解約前に他の隔地先を確保することを条件としてほしい。</p>	<p>隔地希望者と受け入れ側の2者間の契約内容に「解約前に他の隔地先を確保すること」を定めることを条件として審査することは困難だと考えています。</p> <p>なお、駐車場地域ルールを適用した事業者は、年一回の利用実態報告が必要となりますので、その際に隔地先が無くなっている場合には、改めて別の場所に確保するように指導します。</p> <p>また、ご意見を踏まえて、今後策定する運用マニュアルに、駐車施設を隔地・集約するための条件として、「賃貸借契約等により、集約駐車施設の長期・継続的な確保が図られていること」を記載します。</p>	3

(12) その他の意見内容と検討結果

番号	種別	意見・質疑の要旨	回答の要旨	対応区分
1	書面	東急の関係も有るが、踏切・ガードの見直しを行政として交渉・協議してほしい。	ご意見は今後の自由が丘駅周辺のまちづくりの参考とさせていただきます。	7
2	説明会	自由が丘ではいま、大改革が起ころうとしている。将来を考えると、もっとダイナミックに自由が丘全体で考えなければならないと思う。もっと議論を深めて欲しい。	ご意見は今後の自由が丘駅周辺のまちづくりの参考とさせていただきます。	7
3	説明会	地域ルールができたあとは、地区内の全員に適用されるのか。建替をしない場合は、地域まちづくり協力金は地域ルールの認定を受ける際に支払うことになるのか、仕組みがわかりづらい。	駐車場地域ルールの適用は任意であり、地区内の全員に適用されるものではありません。 また、地域まちづくり協力金については、地域ルールを適用して駐車場の附置台数を低減する場合に、地域貢献策を実施しない場合に抛出が必要になるものです。 今後、駐車場地域ルールの仕組みについて皆さんにご理解頂けるように、資料や周知方法などを工夫します。	4
4	ウェブ	自由が丘を横断できる唯一の幹線道路である補助46号線においては、共同化にて駐車場整備をしたとしても、休日の歩行者天国によって適切な利用がなされない恐れがある。歩行者のためを考えるのであれば、車を排除するのではなく、適切な歩車分離を推進することが望ましいと考える。	集約駐車場の出入口と歩行者天国実施との関係はとても重要であると考えています。 ご意見は今後の自由が丘駅周辺のまちづくりの参考とさせていただきます。	7
5	ウェブ	地域貢献が必須である市街地再開発事業等、都市計画手法を活用した事業においては、当該ルールの地域まちづくり貢献策は、都市計画にて整備すべきではないか？	駐車場地域ルールでは、市街地再開発事業等の都市計画手法を活用した事業において地域まちづくり貢献策の実施を義務付けるものではありませんが、事業者との協議において、都市計画の内容に定めるように誘導します。	4
6	ウェブ	昨今、武蔵小杉、渋谷、二子玉川などでは大きな建物が増えているが、チェーン店しか入っていないため、ここの店舗に魅力を感じないとの意見がある。なので、自由が丘の小さいお店の集合体は維持しつつ、駐車場だけ大規模集約を提案する。	自由が丘の街並みについてのご意見は、今後の自由が丘駅周辺のまちづくりの参考とさせていただきます。 また、駐車場地域ルールの運用により、地域の駐車場を集約することで、路面店の維持など商店街の活性化に寄与してまいります。	7
7	ウェブ	自転車も対策をしてほしい。こちらも地下に大規模な駐輪場があればかなり改善する。	ご意見は今後の自由が丘駅周辺のまちづくりの参考とさせていただきます。 なお、自転車対策につきましては、「地域まちづくり貢献策」により自転車駐	3

			車施設の整備を誘導します。	
8	書面	駅前ロータリー地下を駐車施設として 利用できないか？	ご意見は今後の自由が丘駅周辺のまち づくりの参考とさせていただきます。	7

以 上